

# 企画県土警察常任委員会資料

(平成24年6月12日)

- 1 関西広域連合委員会の概要について 【企画課】・・・1ページ
- 2 近畿ブロック知事会議の概要について 【企画課】・・・4ページ
- 3 中国地方知事会議等の概要について 【企画課】・・・6ページ
- 4 日本海国土軸・環日本海交流圏形成に関する特別決議について  
【企画課】・・・26ページ
- 5 新聞コラム欄「統計百景」の創設について 【統計課】・・・29ページ
- 6 鳥取県日野地区連携・共同協議会の取組状況について  
【自治振興課】・・・31ページ
- 7 平成23年度の鳥取県への移住定住状況について  
【とっとり暮らし支援課】・・・33ページ
- 8 智頭急行株式会社定時株主総会の開催について 【交通政策課】・・・35ページ

企 画 部

# 関西広域連合委員会の概要について

平成24年6月12日  
企 画 課

平成24年5月30日（水）に伯耆町（大山）で開催された関西広域連合委員会の概要は、次のとおりです。

## 1 日時及び場所

日時 平成24年5月30日（水） 11:00～13:00  
場所 大山ロイヤルホテル

## 2 会議の概要

### (1) 原子力発電所の安全確保と再稼働について

- 齋藤内閣官房副長官及び細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣が出席され、原子力発電所の安全対策は発展途上であり、より厳格な基準に見直しを続けていく方針であること、原子力規制庁の発足前の前提的な措置として、大飯原子力発電所に政府関係者を派遣し常時監視体制をとることなどを説明された。
- この説明に対し、平井知事が以下の意見を述べられた。
  - ・ 再稼働を国が本気で考えるのであれば、国が責任を持って周辺地域の安全対策を講ずることをこの場で明言してほしい。
  - ・ 周辺地域の安全対策については、現状では既に資機材等が整っている立地県とこれから資機材を導入する周辺地域で国からの原子力安全対策の交付金の上限が同一である。周辺地域では、被ばく医療のための施設整備やモニタリングポストなどの安全対策のために必要な整備を行うための財源が不足していることから、周辺地域の安全対策について国が財政負担をすることが必要である。
- 平井知事の意見に対し、細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣は「原子力安全対策をゼロから講ずる困難さを受け止める。予算は確保しているので、しっかりとできることはやり、最大限の力を出して対応していきたい」旨発言（約束）された。
- 関西広域連合委員会（及び近畿ブロック知事）終了後の記者会見において、関西広域連合として、「大飯原発の再稼働については、政府の暫定的な安全判断であることを前提に、限定的なものとして適切な判断をされるよう強く求める」との声明を発表した。

### (2) 今夏の節電対策について

- 今夏の節電対策を協議し、サマータイムの導入や一般家庭の節電を促すための「節電トライアル宝くじ」などの実施について承諾した。

(3) 平成25年度政府予算編成等に対する提案について

- 平成25年度の国の予算編成等において、特に重要と考える項目について提案を行うことについて了承した。

(4) 関西での首都機能バックアップ構造の構築に関する意見について

- 東京圏の中核機能のバックアップに関する検討会(国土交通省)の二次取りまとめを受け、関西を候補地に位置付けることなどについて、関西経済団体と連名で提案を行うこととした。

## 原発再稼働に関する声明

関西地域は、40年以上にわたって、若狭湾に立地する原子力発電所から安定的な電力を受け続け、産業の振興と住民生活の向上が図られてきた。また、その安全確保のため、立地県である福井県が独自に特別な安全管理組織と専門委員会を設置し、常時厳しい監視体制がとられてきた。関西の現在の発展は、こうした取組がなければありえなかったといっても過言ではない。

そのようななか、関西電力大飯原子力発電所第3号機・第4号機が定期検査を終え、再稼働の時期を迎えているが、関西広域連合は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全性が確認できなければ再稼働すべきではないとの立場から、政府に対し三度にわたる申し入れを行い、これに基づいて、5月19日と本日の広域連合委員会において説明を受けた。

「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」は、原子力規制庁等の規制機関が発足していない中での暫定的な判断基準であることから、政府の安全判断についても暫定的なものである。従って、大飯原発の再稼働については、政府の暫定的な安全判断であることを前提に、限定的なものとして適切な判断をされるよう強く求める。

平成24年5月30日

### 関西広域連合

連合長	井戸敏三	(兵庫県知事)
副連合長	仁坂吉伸	(和歌山県知事)
委員	嘉田由紀子	(滋賀県知事)
委員	山田啓二	(京都府知事)
委員	松井一郎	(大阪府知事)
委員	平井伸治	(鳥取県知事)
委員	飯泉嘉門	(徳島県知事)
委員	橋下徹	(大阪市長)
委員	竹山修身	(堺市長)

## 近畿ブロック知事会議の概要について

平成24年6月12日  
企 画 課

平成24年5月30日（水）に伯耆町（大山）で開催された近畿ブロック知事会議の概要は、次のとおりです。

### 1 日時及び場所

日時 平成24年5月30日（水） 15:10～16:50  
場所 大山ロイヤルホテル

### 2 会議の概要

#### (1) 大規模災害に強い高速鉄道網の整備促進について

- 大災害に強い国土づくりについて議論し、平井知事が「山陰新幹線」、「四国新幹線」などの中四国地方の高速鉄道網の整備を進めていくことを提案した。
  - ・ 関西を核に日本全土を支えるため、関西に入る複数の高速鉄道ルートを確認することが必要。
  - ・ ずいぶん前に山陰や四国を通る新幹線ルートが計画されたが、今一度議論を提起して大規模災害に強い国土軸を作る必要がある。
- この提案を受け、飯泉徳島県知事が「山陽新幹線の代替え機能が必要である」旨を発言。山田京都府知事も「日本海側の空港や港湾が生かし切れていない現状を踏まえ、国土構造とバックアップ体制の整備が必要」として山陰新幹線等の整備に賛同された。
- 全国知事会にも中四国における新幹線網の整備について提案する方針を確認した。

#### (2) その他の意見交換項目

##### ① 再生可能エネルギー政策の推進について

- 国の新しい「エネルギー基本計画」に「再生可能エネルギー導入の強力な推進」を位置付けることのほか、必要な制度改革等について議論した。

##### ② 危機事象に備えた中枢機能の代替方法について

- 首都機能のバックアップを巡る議論が活発化している中、国土交通省の検討会が中枢機能分担に係る考え方を3月に公表していることを踏まえ、首都機能バックアップに関し、近畿が果たすべき役割などについて意見交換を行った。

##### ③ 災害に強い地域づくりについて

- 今後発生が懸念される大規模地震に備えるため、災害に強い地域づくりを推進していく必要があることから、沿岸地域における高台移転を含む津波防災地域づくりに関し早急に改善が必要となる制度的な課題を国に対して提案することのほか、中長期的に高台移転を進めていく方策等について議論した。

④ 被災地支援について

- 東日本大震災の被災地では、ようやく本格的な復旧復興のスタートが切れ、今後、まちづくりや被災者の生活復興、住宅再建、高齢者の見守り対策、中小企業・農林水産業対策等様々な課題に直面することが予想される中、各府県の取組状況及び今後の被災地支援のあり方について意見交換を行った。

⑤ いにしへの歴史が残る関西の魅力のさらなる発信について

- 第27回国民文化祭・とくしま2012「全国人形芝居フェスティバル」などの取組みを通じ、各府県がさらに交流・連携を深め、来年度以降も、情報交換やイベントへの相互参画等を継続することで、「いにしへの歴史が残る関西の魅力」の国内外へのさらなる一体的な情報発信を行うことを了承した。

⑥ 東アジア地域との連携促進について

- 奈良県において実施する「東アジアサマースクール」及び「東アジア地方政府会合」について、奈良県が積極的な参加を要請された。鳥取県も参加することとした。

⑦ 「子ども・子育て新システム」に関する国への提案について

- こども園給付等の都道府県の費用負担について、大都市分も含め適切な財源の確保や都道府県支援計画等に従って実施する地方独自の事業についても、国の交付金の対象とすることなどを国に要請することとした。

⑧ 災害復旧・復興に係る国の法令等の改善について

- 災害復旧・復興に係る国の法令等の改善について紀伊半島三県（奈良県、和歌山県及び三重県）が国に対する提案書としてまとめた内容等を報告された。

## 中国地方知事会議等の概要について

平成24年6月12日  
企 画 課

平成24年6月1日（金）に山口県岩国市内で開催された中国地方知事会議等の概要は、次のとおりです。

### 1 中国地方知事会議

#### (1) 中国地方における広域連合の設立の検討について

- ① 中国地方における広域連合について設立に向けた検討を進めることを合意した。

##### 【合意内容のポイント】

##### ○移譲を受ける出先機関

- ・当面、経済産業局を対象とする。地方整備局及び地方環境事務所は今後の検討対象とする。次の段階では、厚生局、運輸局及び農政局も検討対象とする。

##### ○持ち寄り事務

- ・「広域防災」及び「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」を中心に詳細な検討を行う。

##### ○今後の進め方

- ・合意内容について、各県が議会に説明した上で、国に対して意思表明を行う。

- ② 移譲事務等の実施に要する財源措置が明確となっていないこと、移譲事務に対して国が過度に関与する恐れがあることなどから、国に対する共同アピール「国の出先機関の事務・権限の移譲に係る特例制度について」を採択した。

#### (2) 共同アピール

- 以下の共同アピールを採択した。

- ・地域主権改革の着実な推進について
- ・地方税財源の充実について
- ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に係る課題への対応について
- ・原子力発電の安全確保対策等について
- ・大規模災害に強い高速道路ネットワーク等の整備促進について
- ・環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の交渉参加について
- ・国の危機管理体制の改善等について

※このほか、米軍機による低空飛行訓練の中止等について意見交換を行った。

### 2 中国地域発展推進会議

- 今夏の電力需給見通しについて中国電力株式会社から説明を受けた。その内容を踏まえ、共同アピール「ライフスタイルを見直し、省エネ・節電を進めよう」を採択した。
- 国に提案する要望項目を決定した。

### 3 中国圏広域地方計画推進会議

- 国に提案する要望項目を決定した。

# 国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について

## 【合意内容】

### 1 基本方針

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める。

### 2 特定広域連合を設立する場合のイメージ

#### (1) 設立のねらい

- 地方分権改革を前進させるため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。
- あわせて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

#### (2) 移譲を受ける出先機関

- 当面、経済産業局を対象として移譲を受ける。
- 地方整備局及び地方環境事務所については、今後の検討対象とする。
- さらに次の段階では、現時点では国において検討がなされていない厚生局、運輸局及び農政局についても検討対象とする。

#### (3) 持ち寄り事務

- 広域連合で行うことにより、効果的・効率的な事務・事業の実施が可能となり、住民サービスの向上が見込めるという観点から、「広域防災」及び「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」を中心に詳細な検討を行う。

### 3 今後の進め方

- 合意内容について、各県において議会に説明した上で、国に対して意思表示を行う。

平成24年6月1日

### 中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	二井	関成

## 国の出先機関の事務・権限の移譲に係る特例制度について

政府は、平成22年6月に地域主権戦略大綱を閣議決定し、その柱の1つである「国出先機関の原則廃止」については、同年12月に閣議決定した「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」において、今通常国会に法案を提出することを目指すとした。

その後の政府の検討は、遅々として進まず、地方としては改革の停滞・後退を懸念していたところ、昨年10月に、野田総理から、地域主権改革を野田内閣の最重要課題の1つとして、総理自身が先頭に立って改革をやり抜くとの覚悟が示され、広域連合への移譲の方針が明らかにされたところである。

中国地方知事会としても、出先機関の原則廃止を前に進めるため、国の検討状況も踏まえながら、広域連合の設立に向けた取組を進めているところである。

しかしながら、先般、地域主権戦略会議で了承された「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」やその後示された法案骨子については、我々から見て、国の強い関与や不明確な財源など、いくつもの問題を内包しており、「地域のことは地域で決める」という地域主権改革の本来の趣旨と合致しないものとなるおそれがある。

さらに、移管する業務の範囲の決定については先送りされるとの懸念がある。

政府においては、「一丁目一番地」の政策であるとうたった地域主権改革を成し遂げ、真の分権型社会を実現するため、出先機関の原則廃止を確実に実行するとともに、関係法案の立案や詳細な制度設計に当たっては、我々地方の意見に十分に耳を傾け、地域の実情に応じた国の出先機関の事務・権限の移譲等が行われるよう、次の事項について強く要請する。

### 1 国の役割の明確化

国の出先機関の事務・権限には、全国的な観点から優先順位を定め、予算の配分や調整を行っているものや、国が出先機関を通じて地方の状況を把握しているものがある。地方に移譲された際には、こうした国の政策に関わる役割がどのようになるのか、明らかにされていない。国が引き続き果たすべき役割や、国と地方の新しい責任分担など、重要な課題について適切に解決されることが必要であり、国の考え方を早期に示すこと。

### 2 執行機関の在り方

特定広域連合には、事務等移譲計画毎に、移譲事務等に関し特定広域連合の長を補佐し、当該移譲事務等を監督する職を置くこととされているが、特定広域連合の組織については、地方の自主性・主体性が発揮できるようにすること。

### 3 区域の在り方

特定広域連合の区域が移譲対象出先機関の管轄区域を包括しなければならないものとするなどされているが、柔軟な対応が図られるようにすること。

#### 4 効果的・効率的な広域行政の推進

特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を持ち寄ることとされているが、移譲事務との関連性については、移譲の条件とはせず、地方の自主性・主体性に委ねること。

#### 5 移譲対象となる事務等

移譲対象出先機関単位ですべての事務等を移譲することを基本とすること。なお、移譲の例外とする事務が存する場合は最小限とすること。

#### 6 国の関与等

国による関与（協議、同意、許可・認可・承認、指示等）や並行権限行使を必要に応じて柔軟に設けるなどとされているが、最小限のものとする。また、移譲事務等に対する事業計画についても、同意が必要な内容は最小限のものとするとともに、同意を得る期間の終期設定を検討すること。

移譲事務等は原則自治事務とすべきであり、仮に法定受託事務とするとしても、それは当面の時限的な措置とし、見直しを検討すること。

#### 7 人員の移管

国において要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とするとされ、詳細は人材調整準備会合で検討されるものであるが、必要な要員数、人員構成、移管に伴う財源措置について、地方の意見を踏まえた上で、早急に方向性を明らかにすること。

#### 8 財源

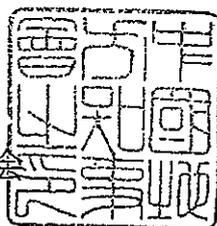
移譲事務等の実施に要する財源については、改革の理念に沿った必要な措置を講ずることとされているが、業務を適時適正に実施するため、必要かつ十分な財源措置を講じるとともに、早期に財源フレームを明らかにすること。また、財源措置について不服がある場合は、特定広域連合から内閣総理大臣へ意見書等の提出ができるよう手続の整備を検討すること。

#### 9 一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管

「アクション・プラン」に掲げている直轄道路・直轄河川など、一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管についても、同時並行で早急に取り組むこと。

平成24年6月1日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	二井	関成

## 地域主権改革の着実な推進について

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会の到来、グローバル化の進展など時代の潮流の中で、東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、社会保障の維持と財政健全化の両立、円高・デフレの克服、国際競争力の向上と持続的な経済成長の実現など、困難な課題に直面している。

我が国が持つ優れた能力と地域の個性を発揮し、これらの課題に対処していくためにも、国と地方の真に対等なパートナーシップと政治の強いリーダーシップの下、各府省の抵抗に屈することなく、国と地方の役割を大胆に見直す必要がある。

これまでの地域主権改革においては、国と地方の協議の場の法制化や2次にわたる一括法の成立など、一定の前進は見られるものの、国出先機関の原則廃止への取組や義務付け・枠付けの見直し、さらには地域自主戦略交付金の運用見直し等については、地方の意向を十分に踏まえたものとは言えず、質・量ともに不十分であり、解決すべき課題が山積している。

また、これらの課題が解決したとしても、現在、国において進められている地域主権改革は、国と地方の関係を抜本的に見直すものとは言いがたく、住民の目線で現場に即した行政サービスを提供するための改革とはほど遠いものと言わざるを得ない。

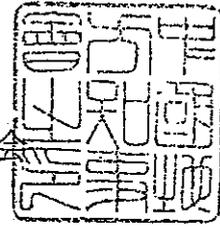
地域主権改革において、国は、地域のことは地域の住民が決めるという原点に立ち返り、国民の利益は何か、また、この国の活力をどう牽引するかとの観点から、我が国が将来にわたり活力を維持できるよう、この国の在り方についての骨太の議論を行い、改革の意義や必要性を明確にし、大きな絵姿を描いた上で、その実現に向けた道筋を示すべきである。

このため、今夏に策定される「地域主権推進大綱（仮称）」において、この国の在り方について骨太のビジョンを明らかにするよう強く要請する。

あわせて、国と地方の役割分担の最適化、義務付け・枠付けの見直しの徹底、基礎的自治体への更なる権限移譲、国と地方の協議の場の実効ある運営、国の出先機関の原則廃止の取組などについて、明確な方向性を示し、この国の持続的な活力を生み出す地域主権改革を着実に推進するよう強く要請する。

平成24年6月1日

中国地方知事



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

## 地方税財源の充実について

平成 24 年度の地方財政計画において、地方交付税総額は、東日本大震災関係分を別枠とした上で、平成 23 年度に比べて 0.1 兆円増額され、また一般財源総額についても、0.1 兆円増の 59.6 兆円が確保された。

しかしながら、地方一般歳出は、社会保障関係経費が増額される一方で、その他の一般行政経費や投資的経費等が削減されたため減少している。また、歳出に対して歳入が絶対的に不足する状態は継続し、臨時財政対策債も依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。

一方、社会保障と税の一体改革については、社会保障分野における地方の役割に鑑み、一定の地方単独事業を含めた上で消費税増税分の税収配分が決定され、平成 26 年度から増税を行う「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法改正案」が閣議決定されたが、成立の見通しは不透明である。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

### 1 地方財政の充実強化

- (1) 平成 22 年度に閣議決定された国の財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、社会保障関係費をはじめとした地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。
- (2) 法定税率の引き上げによる交付税の増額や、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。  
また、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。
- (3) 地域自主戦略交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き対象事業を拡大するとともに、将来的には交付金相当額を税源移譲等により一般財源化すること。

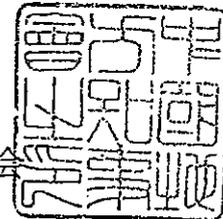
- (4) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは事業期間を再延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組を可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、妊婦健康診査の無料化など恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

## 2 社会保障と税の一体改革

- (1) 持続可能な社会保障制度を確立するため、歳入・歳出両面からの改革を進めること。
- (2) 社会保障サービスを提供するための恒久的な財源として、国民に新たな負担を求める際には、経済状況や低所得者に配慮することに加え、地方が既に厳しい行財政改革に取り組んできている状況を踏まえ、国においても出先機関の廃止など徹底した行財政改革を行うこと。
- (3) 地方消費税引き上げの際には、引き上げに伴う増収に見合った地方一般財源総額の確保を図ること。また、社会保障分野における国と地方の役割分担に応じて、地方と協議を十分に行いながら、社会保障制度の設計を行うこと。

平成24年6月1日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

## 東日本大震災により生じた災害廃棄物の 広域処理に係る課題への対応について

東日本大震災の被災地域では、一日も早い復旧・復興に向けた懸命の取組が続けられている。この未曾有の大災害に対しては、中国地方各県においても、職員の派遣をはじめ、これまで様々な支援を行っており、今後とも最大限の支援を行っていく所存である。

一方、発生から一年が経過した現在もなお、大量の災害廃棄物が残存しており、この処理の遅れが復旧・復興に取り組む上で大きな課題となっていることから、国は平成24年3月16日、被災地以外の各都道府県に対して災害廃棄物の広域処理についての協力を要請されたところである。

これを受け、現在、中国地方の各自治体においても、災害廃棄物の受入れについて検討が進められているが、受入れに際しては、一般廃棄物の処理を所管する市町村の協力と住民の理解が不可欠である。

しかしながら、一般の協力要請に際しては、放射性物質の拡散に対する懸念の払拭など、住民の安心・安全を担保するための国による十分な対応がなされているとは言い難い状況である。

については、今後の広域処理の推進に当たり、次の事項について強く要請する。

### 1 広域処理の今後の見通しの明示

今般、災害廃棄物の推計量が見直され、広域処理の必要量が従来の約4割減に修正されたことから、一般廃棄物の処理を所管する市町村等においては、受入れについて検討を継続すべきか苦慮しているところもあり、国は、早急に調整作業を進め、今後の見通しについて明確に示すこと。

### 2 住民への十分な説明

災害廃棄物の広域処理に関しては、国の責任において、国民不安を払拭し、地方自治体が安心して受け入れられる環境整備が必要であることから、災害廃棄物の安全性の基準についての根拠を、処理の過程で生じる排水の基準を含め、住民が明確に理解でき、信頼が得られるよう十分説明すること。

### 3 最終処分場の確保

焼却灰の処分地の確保が受入検討に当たっての支障となっていることから、受入側の自治体内で最終処分を行うことが困難な場合は、国が直接焼却灰の処分先との調整を行うなど、最終処分場や再生利用施設の確保に努めること。

#### 4 広域処理に係る財政支援

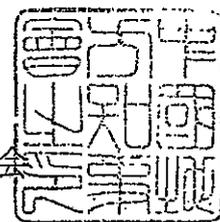
焼却施設や最終処分場の施設維持費の増加分やモニタリング等、災害廃棄物処理に係る財政支援を確実に行うとともに、風評被害を含め災害廃棄物の処理に起因する被害が生じた場合は、国が責任を持って対応すること。

#### 5 自治体が独自に設定した安全基準を上回る焼却灰への対応

自治体において独自に安全基準を設定した場合、その基準を上回る焼却灰等が生じた際には、国が責任を持って調整を行うこと。

平成24年6月1日

中国地方知事



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

## 原子力発電の安全確保対策等について

福島第一原子力発電所の事故発生から1年以上が経過したが、依然として、周辺住民の方々は深刻な生活不安を抱えたままの避難生活を続けている。

国において、当該原発事故を一刻も早く確実に収束させるとともに、事故原因の徹底究明や原子力施設の安全確保など、二度と原子力災害が起こらないよう、所要の対策がとられる必要がある。

また、原子力安全委員会による、いわゆる「防災指針」の見直しに係る検討では、「防災対策を重点的に充実すべき地域」を拡大することや、当該拡大後の地域の外においても、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置」が必要であるとされていることに加え、広範囲に影響が及ぶ大規模な原子力災害が発生した場合、県境を越える広域避難が必要となることから、原発立地県のみならず、隣県等においても、想定されるさまざまな課題への対策を早期に講じておかねばならない。

広域避難については、避難元の原発立地県と避難先となる隣県等との情報伝達や指揮命令系統が明確となっていない現在の体制では、混乱が生じることが懸念される。

特に地震、津波等との複合災害を想定した場合、原発立地・周辺自治体も甚大な被害を同時に受け、避難先となる隣県等への情報伝達をはじめとする初動対応や、避難者に対する支援を十分に行うことができない事態となることも想定される。

さらに、要援護者（社会福祉施設入所者、在宅要援護者、病院入院患者）の避難を円滑かつ安全に実施していく仕組みづくりが喫緊の課題となっている。原発立地・周辺自治体や受入自治体だけでは、輸送手段、輸送用資機材、輸送時にケアを行う医療従事者や介護従事者等をすべて確保することは極めて困難である。

このような課題を踏まえ、次の事項について強く要請する。

### 1 原子力発電所の安全対策の強化

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させるとともに、事故が重大な事態に至った原因を徹底的に究明すること。また、これまでに明らかになった事故原因及び事故に関連して国民が抱えている疑問点に対して明快に分かりやすく説明すること。
- (2) 今般政府が示した原子力発電所の再稼働に当たっての安全性に関する判断基準の根拠を国民や立地自治体・周辺自治体に対して明快に説明し、その理解を得ること。

- (3) 事故から得られた新たな知見に基づき、原子力発電所の安全基準の抜本的な見直しを早急に行い、シビアアクシデントに至らないため、国が中心となって原子力安全対策や周辺地域を含めた原子力防災の対策を講ずること。万が一、シビアアクシデントに至った場合の対策も講ずること。
- (4) 原発立地自治体をはじめ、事故が起こった場合に被害が想定される周辺自治体の住民の安全・安心が担保されるよう、専門的立場から全国の都道府県、市町村、電力事業者の総合的な調整等を行うこと。
- (5) 原子力発電所の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、原発立地自治体をはじめ、周辺自治体の意見を踏まえ慎重に判断すること。
- (6) 見直し後の新たな基準に基づき、島根原子力発電所1、2号機及び建設中の3号機の安全性について国が責任を持って厳格な評価を行い、適切な指導を行うこと。
- (7) 原子力安全規制組織の見直しに当たっては、独立性・透明性が確保され、国民の理解が得られる体制とすること。

## 2 原子力発電所の防災対策の充実・強化

- (1) 国の責任において「予防的防護措置」、「緊急防護措置」、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置」それぞれの具体的な内容について早期に検討し、次の事項と併せて、地方公共団体に対する明確な説明と意見聴取の場を設けること。
  - ア 防護措置を講じる上での、国、事業者及び地方公共団体それぞれの責任と役割分担
  - イ 防護措置を講じるための判断基準、手順及び事前準備が必要な資機材等
  - ウ 必要な体制整備 など
- (2) 国の責任において、原子力発電所で事故が発生し、放射性物質が広範囲に拡散した場合における影響予測手法や観測体制の確立などについて、早期に検討すること。

## 3 原子力災害時の広域避難における支援体制の構築

- (1) 原発周辺地域及び広域避難の受入地域において、国が中心となって、避難者や受入自治体等を支援する体制づくりを行うこと。
- (2) 国が中心となって、避難者に要する大量の支援物資や輸送手段等の確保について、迅速に対応できる体制づくりを行うこと。  
また、避難所・救護所運営や要援護者の支援等に必要となる人員の確保についても、原発立地・周辺自治体や受入自治体の要請に対して迅速に対応できる体制を整えること。

- (3) 国が中心となって、要援護者の避難に必要となる輸送手段（救急車、福祉用車両、ヘリコプター等）、輸送用資機材（ストレッチャー、医療用機材等）、医療従事者・介護従事者及び最終的な避難先となる社会福祉施設等の確保を支援する体制を構築するとともに、やむを得ず残留せざるを得ない場合の本人及び医療従事者・介護従事者に対する防護対策並びに支援体制を構築すること。
- (4) 避難期間が長期に及んだ場合において、人的・物的な支援や仮設住宅など二次避難先となる施設の確保について支援を行うこと。

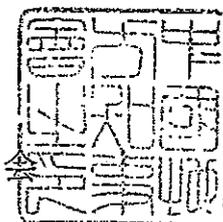
#### 4 地方公共団体が行う防護措置等に係る財政措置

防災指針の見直しにおいて「防災対策を重点的に充実すべき地域」の拡大及び「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置」の具体的な内容が検討されていることから、これに伴い必要となる地方公共団体が行う防護措置並びに被災地域からの避難及びその受入れなどに係る財政負担に対し、国において十分措置すること。

特に、新たにUPZの範囲に加わることにより、原子力安全体制や医療体制、避難体制などを整備（初期投資）する必要がある自治体においては、緊急に体制を整備・構築する必要があることから、交付金の限度額を撤廃するとともに、早期に交付すること。

平成24年6月1日

中国地方知事



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

# 大規模災害に強い高速道路ネットワーク等の整備促進

道路は、国民生活の向上、経済社会の発展に不可欠な最も基本的な社会基盤であり、特に国土の骨格を形成する高速道路は、「中国地方の自立ある発展」の実現はもとより、大規模災害時や救急医療、有事の際の国民保護活動等において国民生活を支える不可欠な社会資本である。

高速道路ネットワークについては、昨年の中日本大震災や紀伊半島大水害を通じて、『命の道』としての重要性が改めて認識されたところであるが、中国地方には依然として山陰道をはじめとする高速道路ネットワークにミッシングリンクが存在しており、大規模災害時における住民の安全・安心な生活を脅かしている。

大規模災害時において、周辺地域を含めた社会経済活動を維持するためには、被災していない高速道路が迂回路として機能し得るよう、山陽側、山陰側双方のダブルネットワークが必要であるが、中国地方におけるミッシングリンクによる物流の寸断は、中国地方のみに留まらず、日本全体の社会経済活動に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

今後も大規模災害が想定される我が国においては、災害に強い国土基盤を構築するため、国家戦略として、国の責任において、高速道路ネットワークの整備を早期にかつ優先的に行うべきである。

また、昨年12月に出された「今後の高速道路のあり方中間とりまとめ」においても、災害に強い高速道路ネットワークの在り方や安定的でわかりやすい料金制度の在り方が示されたところであり、その早急な具体化が必要となっている。

さらに、高速道路ネットワークと一体となって地域や物流拠点間の連携を強化する地域高規格道路をはじめ、地方が真に必要なとする道路整備を主体的かつ計画的に実現できるよう、道路整備に係る予算の充実及び安定的な確保を図るべきであり、次の事項について強く要請する。

## 1 高速道路ネットワーク全線の早期整備

東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓を生かし、今後の大規模災害に対応できる国土基盤を構築するため、国家戦略として、国の責任において、高速道路ネットワーク全線を早期にかつ優先的に整備すること。

特に、山陰道については、全体延長に対する供用済区間の割合が4割にも届かず、極めて整備が遅れており、山陽側の高速道路と一体となったダブルネットワークを構築するためにも、未着手区間の早期の事業着手とともに、事業中区間の一層の整備促進を図り、早期に全線開通を実現すること。

また、ダブルネットワークを相互連結する中国横断自動車道姫路鳥取線、尾道松江線などの事業中の箇所については、事業効果を早期に発現させるため、一層の整備促進を図ること。

さらに、高速道路の定時性、安全性の確保や物流機能の強化、被災復旧時における交通機能の確保を図るため、中国横断自動車道岡山米子線など暫定2車線供用区間の4車線化を促進すること。

## 2 高速道路の料金制度

高速道路の料金制度については、対距離制を基本とし、全国共通の水準とすべきであり、特に、本四高速道路の料金については、平成26年度から全国プール制に組み入れ、償還期間の延長など、償還スキームの抜本的な見直しを図ること。

## 3 地域高規格道路等の整備促進

大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路として、高速道路ネットワークと一体となって地域や空港・港湾等の物流拠点間の連携を強化する地域高規格道路、国道、さらには地域の生活を支える地方道の整備を促進すること。

## 4 安全・安心で災害に強い道路の整備促進

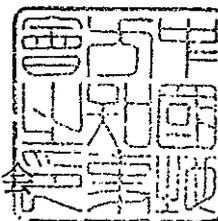
道路が、緊急輸送道路や迂回路として、大規模災害時にその本来の機能を十分に発揮するため、橋梁やトンネルの耐震化や長寿命化対策などを一層促進すること。

## 5 真に必要な道路整備のための予算確保

国、地方がそれぞれの役割に応じて災害に強い国土づくりのための道路整備を計画的に進められるよう、必要な道路整備予算の総額を十分確保すること。

平成24年6月1日

中国地方知事



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

## 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の 交渉参加について

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定について、野田総理大臣は、平成23年11月11日の記者会見において、「交渉参加に向けて関係国との協議に入ることとし、世界に誇る日本の医療制度、日本の伝統文化、美しい農村などを断固として守り抜くこと、また、更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、結論を得ていく」ことと表明されたところである。

また、政府においては、現在、全国主要都市における「TPPをともに考える地域シンポジウム」を後援するなど、情報提供に向けた努力はされているものの、TPP参加に伴う影響や具体的な対策については、いまだ十分な情報提供や説明がなされているとは言い難い状況にある。

特に、国民の最大の関心事は、食の安心・安全や医療など我々の日常生活にどのような影響があるのか、また、農林漁業分野へは、どのような影響が見込まれ、それに対し、どのような対策が講じられるかといった個別具体的な事項であり、これらへの説明なくしては、国民的議論が深まることはない。

このため、今後、国の責任において、TPP協定について国民に対して更なる情報提供や説明を行い、様々な角度から議論を重ねていく必要がある。また、特に農林水産業については、早急に具体的な対策を講じることが不可欠であることから、次の事項について強く要請する。

### 1 TPPの交渉参加に係る国民的議論

TPPの交渉参加の是非については、国民に対し、正確かつ、より具体的な情報の提供を行うとともに、地方の農林水産業者や商工業者などの意見を幅広くしっかりと聴き、十分な国民的議論を行った上で慎重に判断すること。

### 2 早急な農林水産業対策の実施

農林水産業は地方の基幹産業であり、洪水防止や水源涵養など多面的機能も有することから、国は、国内農林水産業・農山漁村の振興対策を明確に示すとともに、将来にわたる農林水産業の持続的な発展の必要性を国民に明快に説明し、理解を得ること。

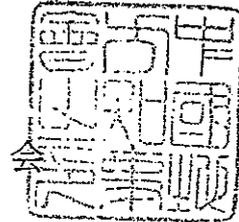
特に中山間地域を多く抱える中国地方においては、担い手の減少・高齢化により厳しい状況に直面しており、地域コミュニティ

の維持という観点からも、農業・農村の再生・強化が喫緊の課題となっている。

このため、直面する課題や地域の実情を踏まえ、今年度創設された青年就農給付金の要件を満たす者への確実な給付等「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の実行に必要な予算については、確実に措置するなど、国において、ハード・ソフト両面にわたる、安定した財源の確保を図り、早急に具体的な対策を講じること。

平成24年6月1日

中国地方知事



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

## 国の危機管理体制の改善等について

都道府県・市町村は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災行政無線や J アラート等の情報基盤の整備のほか、インターネットホームページや携帯電話メール等による情報伝達手段を構築し、災害や危機対応事態における住民への迅速・的確な情報伝達に努めている。

さらに、先般の北朝鮮によるミサイル発射に際しては、住民の安全を第一義に考え、情報伝達訓練を実施するなど、迅速・的確な情報の伝達に努めてきたところである。

しかしながら、北朝鮮のミサイル発射（午前 7 時 38 分）に際して、政府から都道府県への情報の発信は、エムネットによる

【第一報】（発射 2 5 分後）

『北朝鮮が、人工衛星と称するミサイルを発射したとの一部報道があるが、我が国としては、発射を確認していません。』

【第二報】（発射 5 2 分後）

『北朝鮮による人工衛星と称するミサイルの発射については、確認中であるが、我が国の領域への影響はないものと考えられる。』

というものであり、大幅な情報発信の遅延、情報内容の不十分さにより、現場に混乱を招くとともに、適切な責務の遂行に支障を来した。

このような事態を踏まえ、緊急情報の取扱い等についての改善が図られるよう、国に対して次の事項を強く要請する。

### 1 危機管理事態における国の危機管理体制の改善

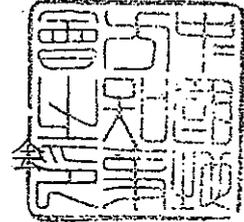
平成 24 年 4 月 26 日に内閣官房が取りまとめた「北朝鮮ミサイル発射事案に係る政府危機管理対応検証チーム報告書」を踏まえ、どのような事態においても適切に対応できるよう国の危機管理体制を改善するとともに、危機管理の実効性向上を図ること。

### 2 緊急情報の取扱い等の改善への県や市町村の意見反映等

緊急情報の取扱い等の改善に当たっては、住民への情報伝達の役割を担っている県・市町村等現場の意見を十分聴取するとともに、今後、同種の事案の発生が予測される場合は、住民への迅速・的確な情報の伝達を図るため、事前に、国と県・市町村間の意見交換の場を設定するなど適切な対応を図ること。

平成24年6月1日

中国地方知事



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

## ライフスタイルを見直し、省エネ・節電を進めよう

昨年の中日本大震災以降、全国的に電力不足のおそれがある中、今まさに国のエネルギー政策の見直しが行われているところであり、一方では、火力発電の稼働増加による温室効果ガスの増加も懸念されております。

今後はこうした課題解決に向け、環境に対する負荷が少なく、地域に広く存在する太陽光などの再生可能エネルギーの利用拡大を含め、エネルギー供給全般のあり方を検討していく必要がありますが、一方でエネルギーを消費する側にも、普段から効率的にエネルギーを使用する努力がより一層求められています。

このような中、東日本大震災を契機に、再生可能エネルギーの導入を積極的に促進するとともに、これまでのライフスタイルを今一度振り返ることの呼びかけを行い、地域の方々とともに省エネルギーの取組みに努めてまいりました。

特に今夏は、全国的に電力需給の逼迫が懸念される中で、中国電力管内においても2010年比5%以上の節電への協力が求められているところであり、我々は引き続き自ら率先して、夏場の軽装や空調・照明・パソコン等の使い方の見直しなど様々な節電の取組みを実践するとともに、エコドライブ、買い物におけるマイバックの持参、エコカー・省エネ設備の導入などの省エネルギー対策も実行してまいります。

中国地域の皆様におかれましても、日常生活の中で省エネルギー・節電について考え、職場・家庭・学校などそれぞれにおいて取組みを徹底し、その取組みを広げていただきますようご協力をお願いいたします。

平成24年6月1日

### 中国地域発展推進会議

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	石井正弘
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	二井関成隆
中国経済連合会会長	山下水昭允
鳥取県商工会議所連合会会長	清宮脇和秀
島根経済同友会代表幹事	岡崎彬
岡山県商工会議所連合会会長	深山英樹
広島県商工会議所連合会会長	深林孝介
山口県商工会議所連合会会長	

## 日本海国土軸・環日本海交流圏形成に関する特別決議について

平成24年6月12日  
企 画 課

平成24年5月31日（木）に東京都内で開催された日本海沿岸地帯振興連盟の総会において、「日本海国土軸・環日本海交流圏形成に関する特別決議」が別紙のとおり採択されました。

この特別決議は、日本海沿岸地帯振興連盟が行う国への提案・要望提出時（8月頃）に併せて提出される予定です。

### 【参考】日本海沿岸地帯振興連盟について

#### 1 概要

日本海沿岸地帯振興連盟は、日本海沿岸の12府県で構成され、同地域の国会議員で構成される日本海沿岸地帯振興促進議員連盟とともに、昭和39年の発足以来、高速交通体系を始めとして、産業基盤及び生活環境基盤の整備充実並びに対岸交流推進を図るなど、日本海沿岸地域の発展を目指して活動を展開している。

#### 2 構成府県等

- (1) 構成府県 青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県
- (2) 会 員 構成府県知事、府県議会議長、関係市町村長代表、市町村議会議長代表、関係経済団体代表等
- (3) 代 表 者 世話人代表 富山県知事（富山県が事務局）

#### 3 事業内容

- (1) 日本海沿岸地域の振興のための国等への要望に関すること。
- (2) 日本海沿岸地域の振興のための調査、研究に関すること。
- (3) 日本海国土軸の推進に関すること。
- (4) 対岸諸国との交流に関すること。
- (5) その他連盟の目的達成に必要な事項に関すること。

#### 4 主な活動実績（平成23年度）

- (1) 提案・要望活動 [平成23年8月中旬]
- (2) 日本海国土軸・環日本海交流圏構想の推進
  - ・日本海国土軸構想推進懇話会（講演・情報交換会）[平成23年5月]
  - ・日本海国土軸・環日本海交流推進大会（各種報告・大会決議・講演）[平成23年11月]
- (3) 議員連盟との合同勉強会（講演会）[平成23年6月]
- (4) 政策研究会 [平成23年11月・平成24年2月]

## 日本海国土軸・環日本海交流圏形成に関する特別決議

日本海沿岸地域は、豊かな自然や文化、優れた人材に恵まれ、無限の魅力を秘めた日本海に面するなど、極めて高い発展の可能性を有している。また、対岸諸国との経済、文化等の交流が活発化し、環日本海交流圏の形成が進みつつあり、「日本海国土軸」として、21世紀にふさわしい国土の形成をけん引することが期待されている。

しかし、太平洋沿岸地域に偏った一極一軸型の国土構造は依然として是正されず、日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域の格差は大きな課題である。

また、昨年東日本大震災により、国全体としてのリスク分散やバックアップ体制の必要性が浮き彫りとなり、リダンダンシーを確保するためにも、「日本海国土軸」の重要性が再認識されたところである。

さらに、近年、国土の保全や地球温暖化防止の観点から森林整備に対する重要性が高まっているとともに、対岸諸国からのポリ容器や医療廃棄物等の大量漂着等や大陸からの黄砂の飛来頻度の増加により、人への健康影響が危惧されている。そのうえ、近年、集中豪雨、雪害、高波被害など大規模な自然災害が連続して発生している。

一方、日本海沿岸地域の豊かな自然、地域固有の文化の共有・継承や相互連携を進めることにより、住民が誇りを持てる自立的な圏域を創造するとともに、文化の振興のあり方等について検討し、日本海国土軸を自然・文化・産業が調和した地域とすることが必要である。

については、こうした日本海沿岸地域の実情を踏まえ、国において次の事項を実施することを提言する。

### 記

- 1 日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域との格差是正に向け、地方税財政制度の充実、企業立地の促進、中心市街地の活性化、中山間地域の振興など、活力あふれる地域づくりを推進すること。
- 2 対岸諸国に対し地理的優位性を有する日本海沿岸地域において、急速に成長を遂げる東アジア諸国との交流・連携を強化するとともに、東日本大震災を教訓として、災害に強い多軸型の国土づくりを進めるため、リダンダンシーの確保に資する輸送体系の形成や物流ネットワークの構築など、次の社会資本整備等を重点的に推進すること。
  - (1) 日本海沿岸地域を縦貫する「日本海国土軸」の形成の推進
  - (2) 日本海沿岸地域相互間及び日本海側と太平洋側を結ぶ新幹線の建設の促進や幹線鉄道の高速度化、高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備、地方航空路線の充実など、高速交通体系の形成
  - (3) 環日本海地域や東アジア諸国との人流、物流の拡大に対応するための日本海側の拠点となる港湾や空港の整備と機能強化、環日本海地域における国際複合一貫輸送網の構築、C I Q職員の適正配置と充実
- 3 日本海沿岸地域において、学術文化、産業経済等の幅広い分野にわたって、対岸諸国との交流を促進するため、国際交流・協力事業に対する支援の拡大など、環日本海交流圏形成のための施策を推進すること。

- 4 「日本海国土軸」を自然・文化・産業が調和した「緑の国土軸」としても創生するため、森林等の緑地資源の保全、都市との交流・連携、地方への定住や二地域居住の促進を図る施策を推進すること。
- 5 環日本海地域の環境保全を推進するため、特に、次の事項を推進すること。
  - (1) 海岸漂着物処理推進法に基づき、漂流・漂着物等の海洋を含めた海岸環境問題の対策を、総合的かつ効果的に推進すること。  
また、放置座礁船の問題についても、関係国への対応、処理費用の負担など、国の責任で対策を講ずること。
  - (2) 黄砂について国際的な観測体制を充実するとともに、早期警報ネットワークを構築すること。また、関係国と連携し、黄砂発生源での生態系を回復する対策を講ずること。
  - (3) 北東アジア地域の産学官が連携して実施する、環境モニタリング体制の構築や人材育成などの環境保全施策への協力と支援を行うこと。
- 6 地球温暖化対策の推進や地方の自主財源の充実確保の観点から、CO<sub>2</sub> 排出削減に資する「地方環境税（地球温暖化対策のための税の一部地方税源化を含む）」や「環境自動車税」を地方税として創設すること。
- 7 東日本大震災をはじめ、近年多発した災害の被災者への支援と、復旧・復興に向けた措置を講ずるとともに、災害による被害を未然に防ぐため、地震、津波、雪害等に係る防災対策や、治山治水、海岸保全、原子力発電所の安全確保等の対策の充実を図ること。

以上、決議する。

平成24年5月31日

日本海沿岸地帯振興連盟

## 新聞コラム欄「統計百景」の創設について

平成24年6月12日  
統 計 課

県民の皆さんに統計を身近に感じてもらえるよう、統計にまつわる様々な話題を提供する新聞コラム欄「統計百景」を創設しました。

### 1 趣旨

県民の統計に対する理解と関心を高めるきっかけを作ることにより、精度の高い統計の作成に結びつける。

### 2 背景

- 精度の高い統計を作成するためには、調査対象（個人・事業所）の理解と協力が不可欠であるが、近年、個人情報保護意識の高まりなどにより、統計調査への協力が得にくくなっている。
- 統計は県民の生活から遠い存在との意識が一般的であり、調査に対する抵抗感をなくすためには、統計を身近に感じてもらう必要がある。
- 従来、イベント会場の活用や地域・学校での出前講座などにより普及活動を行っているが、効果は限定的である。また、統計課ホームページに各種統計データを掲載しているが、十分な認知を得られていない。
- 広く県民の方々に統計を身近に感じてもらうためには、マスメディアを活用して多くの県民の目に触れる機会を作ることが効果的。

### 3 具体的な取り組み

購読者の多い地方紙に、統計に関するコラム欄を定期的に掲載することで、少しずつ統計に関心を持つ層の拡大を図るとともに、興味を持った読者を統計課ホームページへ誘導し、各種統計データに触れてもらうきっかけとする。

名 称	…	統計百景
掲 載 紙	…	日本海新聞
掲 載 日	…	奇数月の下旬
掲載方法	…	記事スペースでのコラム欄
所 要 額	…	2,016千円

### 4 コンセプト

- 違和感なく読んでもらえるよう、広告スペースではなく、記事スペースでのコラム欄として掲載。
- 継続することにより、徐々に興味を持つ層の拡大を図る。
- いきなり統計の効用を説くのではなく、抵抗なく身近なものと感じてもらえるよう、読み物・話題提供といった形に仕立てる。
- できる限り子どもにも理解でき、興味を持てるような内容・文書とする。
- グラフを添付することで、視覚的にとらえやすくする。
- とりネット・統計課ホームページへのアクセスを促す。

# 統計百景

①

## 砂丘「らっきょう、カレール」

県未来戦略課が公表した、県外在住者を対象にした「鳥取県に関するイメージ調査」の結果をみると、「鳥取県」と言われて連想するものとしては「鳥取砂丘」が約8割と圧倒的で、続く「二十世紀梨」や「水木しげるロード」などは1割以下の回答でした。

この鳥取砂丘は、起伏に富んだ地形や風紋などにより国内有数の観光地であり、ゴールデンウィークには「砂の美術館」を訪れた方も多いのではないでしょうか。

## 約8割が鳥取砂丘を連想

また、鳥取砂丘はカレールの付け合わせとして福神漬とともに横綱を張る「らっきょう」の産地でもあります。鳥取の世帯購入量は全国トップクラスです。平成14年から6年連続日本一でした。平成20年以降も4年連続で、佐賀市に次いで2

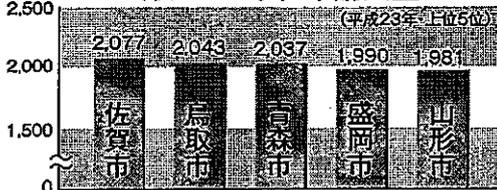
取砂丘で生産されるらっきょうは「砂丘らっきょう」として有名ですが、らっきょうの生産量において鳥取県は、宮崎県・鹿児島県と共に3大産地の一角を占めています。

位になつていきます。この様に、私達の暮らしの身近なところにも統計データを見つけていくことができます。

(鳥取県統計課)

◎奇数月下旬に掲載

(購入量:グラム) カレールウ世帯購入量



※順位は前々々からの3年平均の値と比較したもの  
出典:家計調査(総務省統計局)

●統計課ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/toukei>

# 鳥取県日野地区連携・共同協議会の取組状況について

平成24年6月12日  
自治振興課  
日野総合事務所

日野郡の区域における行政サービスの維持、向上や効率的な行政運営を促進することを目的として設置した「鳥取県日野地区連携・共同協議会」の取組状況は、次のとおりです。

- 1 平成24年度第1回協議会の開催状況（平成22年7月設置 事務局：日野総合事務所県民局）  
日時 平成24年5月21日（月）午前10時～11時  
場所 日野総合事務所大会議室  
出席者 会長：江府町長、委員：鳥取県知事、日南町長、日野町長  
（参考：次回の開催予定 平成25年1月）

## 2 重点課題の取組状況

### (1) 道路の除雪

平成23年度の実施状況を検証、見直し、平成24年度も実施の方向で調整中

- ・平成23年度、県道全路線の除雪を町へ委託 → 日野郡内の県道・町道除雪の一体化
- ・住民サービスの向上等に一定の効果が見られ、また、改善点への対応策を検討中

○効果

- ・県道、町道を含めワストップサービスの提供
- ・住民からの苦情へのスピーディな対応
- ・県道、町道交差部分の一元的除雪対応

○改善点

- ・町を跨ぐ路線で、それぞれの町の除雪時間にタイムラグが発生（住民からの苦情）  
→ 町同士の調整や同一業者への委託等を検討

### (2) 道路の維持管理

道路維持修繕委託契約を県と日南町及び江府町で締結（H24.4.2）

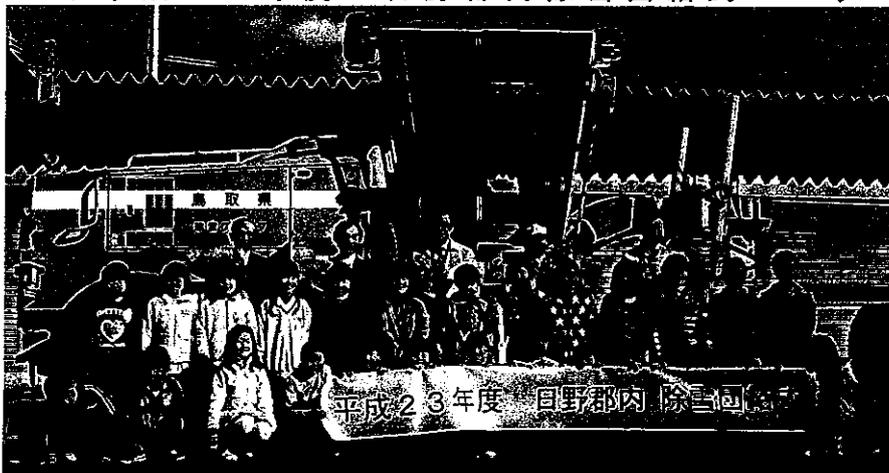
日南町：県道3路線L=22.2km（一部路線）

江府町：県道5路線L=34.8km（全路線）

### (3) 監査委員事務局の共同設置

平成24年度も「監査委員事務局の共同設置」に向けて引き続き調査研究を行う。

## < 平成23年度 日野郡内除雪団結式 >



3 平成24年度から新しく取り組む農業分野

新しく鳥獣害対策と農地利用促進について、検討を進める。

- ・鳥獣害対策として、各町の「鳥獣被害防止対策協議会」の一本化、活動の広域化を目指す。
  - ・農地利用促進として、町を越えた農作業の受委託、各町の農業公社等の保有機械の共同利用等の連携を進め、農地の有効利用を図る。
- 併せて「そば」、「なたね」生産による条件不利農地の利用促進を図り、新たな日野郡ブランド創出を目指す。

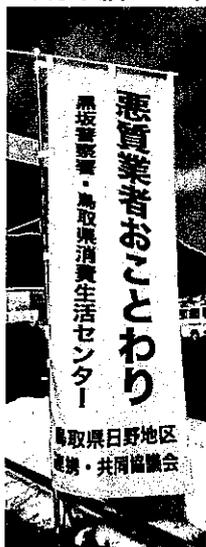
4 平成24年度チーム事業の取組状況（主なもの）

おおむね順調に取組が進捗。今後とも住民サービスの向上に取り組む。

- (1) 障がい者雇用チーム（幹事：日野町）
  - ・障がい者支援事業所への清掃等委託が予算ベースで3,131時間であり3割増（H23：2,502時間）
- (2) 共同発注チーム（幹事：江府町）
  - ・新たに除雪車チェーンの共同購入について調査を進める。
- (3) 発達支援チーム（幹事：日野総合事務所福祉保健局）
  - ・定着化してきた発達相談事業等（経費は3町負担）を引き続き3町連携して実施
- (4) 消費者行政チーム（幹事：日南町）
  - ・3町で消費生活相談業務を広域的に処理するための「消費生活相談窓口の共同設置に関する協定書」を締結（H24.4.2）
- (5) 庶務チーム（幹事：日野総合事務所県民局）
  - ・共同情報発信として「日野郡3町イベントカレンダー」HPを新設（H24.4）

< 悪質訪問販売被害未然防止の取組 >

- ・消費者啓発のぼり旗 600本
- ・消費者見守りステッカー（全戸配布：5,650枚）



< 共同情報発信の取組 >



このページでは、日野町、日野町、江府町で開催されるイベント情報、3町と日野総合事務所が共同して情報を発信しています。  
 【掲載日：日野町・江府町・日野町・日野町・日野町】  
 ※情報は随時更新していきます。

日	曜日	内容
1	月	2012年5月1日(月) 日野町 日野町 日野町
2	火	2012年5月2日(火) 日野町 日野町 日野町
3	水	2012年5月3日(水) 日野町 日野町 日野町
4	木	2012年5月4日(木) 日野町 日野町 日野町
5	金	2012年5月5日(金) 日野町 日野町 日野町
6	土	2012年5月6日(土) 日野町 日野町 日野町
7	日	2012年5月7日(日) 日野町 日野町 日野町
8	月	2012年5月8日(月) 日野町 日野町 日野町
9	火	2012年5月9日(火) 日野町 日野町 日野町
10	水	2012年5月10日(水) 日野町 日野町 日野町
11	木	2012年5月11日(木) 日野町 日野町 日野町
12	金	2012年5月12日(金) 日野町 日野町 日野町
13	土	2012年5月13日(土) 日野町 日野町 日野町
14	日	2012年5月14日(日) 日野町 日野町 日野町
15	月	2012年5月15日(月) 日野町 日野町 日野町
16	火	2012年5月16日(火) 日野町 日野町 日野町
17	水	2012年5月17日(水) 日野町 日野町 日野町
18	木	2012年5月18日(木) 日野町 日野町 日野町
19	金	2012年5月19日(金) 日野町 日野町 日野町
20	土	2012年5月20日(土) 日野町 日野町 日野町
21	日	2012年5月21日(日) 日野町 日野町 日野町
22	月	2012年5月22日(月) 日野町 日野町 日野町
23	火	2012年5月23日(火) 日野町 日野町 日野町
24	水	2012年5月24日(水) 日野町 日野町 日野町
25	木	2012年5月25日(木) 日野町 日野町 日野町
26	金	2012年5月26日(金) 日野町 日野町 日野町
27	土	2012年5月27日(土) 日野町 日野町 日野町
28	日	2012年5月28日(日) 日野町 日野町 日野町
29	月	2012年5月29日(月) 日野町 日野町 日野町
30	火	2012年5月30日(火) 日野町 日野町 日野町
31	水	2012年5月31日(水) 日野町 日野町 日野町

< 消費者川柳の募集「優秀作品」 >

- ・口車 うっかり乗れば 怪我のもと
- ・「お得です」 その言葉には 乗りません
- ・ほめごろし うっかりのれば 大やけど
- ・こりゃ大変と 決め込まないで 先ず相談を
- ・おれおれに だまされません ばあちゃんは

【概要】

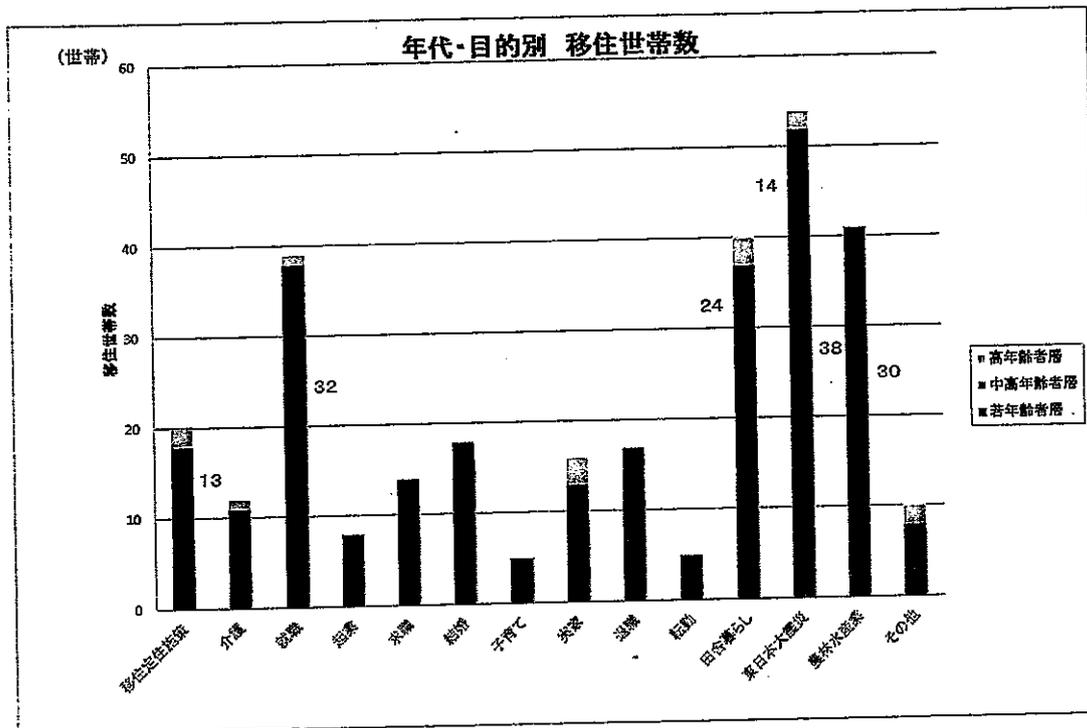
- 本県への移住定住者数は、299世帯、504人であった。
- 前居住地をみると、大阪府が51世帯、85人、次いで福島県30世帯、71人、東京都が29世帯、49人と続いている。
- 年代別にみると、若年齢者層（10～30代）は188世帯、中高年齢者層（40～60代）は97世帯、高年齢者層（70代以上）は14世帯であった。

1 Uターン、Iターンの状況

- Uターン者は122世帯、200人で、近畿地方、中国地方、関東地方の順に多い。  
[大阪府29世帯、東京都17世帯、兵庫・岡山県各10世帯、広島県8世帯など]
- Iターン者は177世帯、304人で、北海道・東北地方、近畿地方、中国地方の順に多い。  
[福島県30世帯、大阪府22世帯、島根・岡山県各14世帯、東京都・兵庫県各12世帯など]

2 移住目的別の状況

- 若年齢者層では、東日本大震災からの避難（38世帯）、企業への就職（32世帯）、農林水産業（30世帯）の順に多い。
- 中高年齢者層では、田舎暮らしを志向（24世帯）、東日本大震災からの避難（14世帯）、移住定住施策へ呼応した移住（13世帯）の順に多い。



3 今後の対応

若年齢者層で就職や農林水産業を目的とする移住が多いなど、世代別、U・Iターン別の傾向が見えてきたことから、「ようこそようこそIJU(移住)2千人推進プロジェクト」の中で、移住定住を希望される方の志向を踏まえた施策の検討を進めていきたい。

<参考>

とっとり暮らし支援課  
平成24年3月末現在  
(単位:人、世帯)

1 市町村別移住定住者数

市町村名	[各市町村窓口で把握している移住定住者]								[県事業関係]								[総合計]									
	4~6月		7~9月		10~12月		1~3月		アグリスタート事業		サポート事業				合計(B)		(A+B)									
	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数								
鳥取市	46	21	71	29	37	22	87	29	221	101	3	2	5	5	0	0	0	0	0	0	8	7	229	108		
米子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
倉吉市	1	1	7	3	0	0	0	0	5	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	5	9	5
境港市	0	0	4	2	7	3	4	1	15	6	0	0	1	1	4	4	4	4	0	0	9	9	24	15		
岩美町	3	2	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	3
若桜町	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
智頭町	0	0	0	0	3	1	6	3	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	4
八頭町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三朝町	0	0	4	2	0	0	2	1	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3
湯梨浜町	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3
琴浦町	0	0	2	1	4	2	10	8	16	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	11
北栄町	16	10	25	16	30	24	8	7	79	57	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	81	59
日宮津村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大山町	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
南部町	11	5	3	1	7	4	0	0	21	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	10
伯耆町	9	9	15	11	6	6	15	6	45	32	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	46	33
日南町	8	2	4	3	4	3	6	6	22	14	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	28	20
日野町	1	1	1	1	0	0	4	3	6	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	6
江府町	3	1	0	0	5	5	5	5	13	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	11
合計	100	54	138	71	103	70	128	70	488	265	10	9	17	17	4	4	4	4	0	0	0	0	35	34	504	299

2 Uターン、Iターンの状況

(単位:世帯、人)

前居住地	世帯数	内訳		人数	内訳	
		Uターン	Iターン		Uターン	Iターン
北海道・東北	50	7	43	95	10	85
関東	39	18	21	76	36	40
東京	29	17	12	49	26	23
中部	14	6	8	25	12	13
近畿	86	45	41	135	75	60
中国	62	25	37	91	33	58
四国	8	3	5	12	5	7
九州・沖縄	10	1	9	17	3	14
国外	1	0	1	4	0	4
合計	299	122	177	504	200	304

Uターン者

1位	大阪府	52人	29世帯
2位	東京都	26人	17世帯
3位	岡山県	16人	10世帯
4位	千葉県	12人	4世帯
5位	兵庫県	11人	10世帯

Iターン者

1位	福島県	71人	30世帯
2位	大阪府	33人	22世帯
3位	鳥取県	26人	14世帯
4位	東京都	23人	12世帯
5位	兵庫県	18人	12世帯
5位	岡山県	18人	14世帯

(上位5都府県)

3 年代別の状況

(単位:世帯)

区分	世帯数	割合
若年齢者層	188	62.9%
中高年齢者層	97	32.4%
高年齢者層	14	4.7%
合計	299	100.0%

# 智頭急行株式会社定時株主総会の開催について

平成24年6月12日  
交通政策課

智頭急行株式会社の第26回定時株主総会が去る5月24日に開催され、平成23年度事業報告等が次のとおり承認されました。

## 〈概要〉

利用状況は、上期は東日本大震災の影響で、全般に前年を下回る厳しい状況でしたが、企画商品の開発など利用促進に取り組み、後半にかけては徐々に回復、特に九州新幹線の全線開通効果で「スーパーいなば」は通年では前年を上回る利用状況となりました。しかしながら、「スーパーはくと」については、上期の不調を取り戻せず、また、「普通列車」も利用客の減少に歯止めがかからず、対前年比で減少の結果となりました。営業費用については、燃油価格の高騰及び検査車両数の増により増加しました。

この結果、営業努力や経費節減により、経常利益で黒字は確保したものの、減収減益の結果となりました。

## 〈平成23年度の事業概況〉

### 1 列車利用状況

区分	H23年度 (人)	H22年度 (人)	差引増減 (人)	前年度比 (%)	主な要因
スーパーはくと	598,253	613,128	△14,875	97.6	東日本大震災(減) 九州新幹線全線開通(増)
スーパーいなば	233,675	227,606	6,069	102.7	
特急列車 計	831,928	840,734	△8,806	99.0	
普通列車	197,193	210,156	△12,963	93.8	

### 2 収支状況

区分	H23年度 (千円)	H22年度 (千円)	差引増減 (千円)	前年度比 (%)	主な要因
営業収益①	2,753,637	2,856,577	△102,940	96.4	車輛使用料の減
営業費用②	2,472,318	2,425,013	47,305	102.0	車両検査、燃料費の増
営業利益①-②	281,319	431,564	△150,245	65.2	
経常利益	285,109	423,320	△138,211	67.4	

### 3 剰余金処分

配当は実施せず、160百万円を内部留保とする。(H22年度：254百万円)

(※5年連続で無配当)

## 〈参考〉平成24年度の利用促進の取組について

企画きっぷの販売や沿線観光情報を積極的に発信し、多くの観光客を誘致する取組を行うほか、沿線自治体と連携した地元での利用促進の取組を行う。

#### (1) 関西等からの誘客

##### ① 旅行商品の発売、造成・働きかけ

・かにカニ日帰りエクスプレスなどの企画きっぷの販売強化と旅行会社に旅行商品造成の働きかけ

##### ② 沿線の観光地、鉄道の旅の魅力発信

・京阪神等に向けたテレビCM、各種雑誌や観光イベントでのPR

#### (2) 地元の利用拡大

##### ① 列車の魅力づくり

・風鈴列車、七夕列車、杉玉列車、クリスマス列車など季節の企画列車の運行

##### ② イベントの開催

・ファミリーピクニック、スタンプラリーなど列車を活用したイベントの開催